資料３

第２期金沢市障害児福祉計画の策定について

１．計画の趣旨

ノーマライゼーションプラン金沢２０２１（第５次金沢市障害者計画）の実施計画として、各サービスの提供体制の確保に関する目標と種類ごとに必要な見込量及びその見込量の確保のための方策や関係機関等との連携について定める。

２．計画の期間

令和３年度（2021 年度）から令和５年度（2023 年度）の３年間

３．計画の位置づけ

児童福祉法第 33 条の 20 に基づく市町村障害児福祉計画であり、第６期金沢市障害福祉計画と一体のものとして策定する。

４．主な重点施策

〇障害のある児童への支援の拡充

・放課後等デイサービスの利用日数の拡大

支給日数（利用日数）の上限を１月当たり 23 日に拡大

〇医療的ケアを要する障害のある児童への支援

・障害児通園施設「ひまわり教室」の機能強化

医療的ケア児等支援専門員の配置と新たなサービスの導入

・災害時に必要となる日常生活用具の給付

人工呼吸器管理等に使用する非常用自家発電機等を給付

５．サービスの見込量

第２期金沢市障害児福祉計画（概要版）に記載

６．ノーマライゼーションプラン金沢２０２１（第５次金沢市障害者計画）

障害者基本法に規定する市町村障害者計画であり、本市の障害福祉施策の基本指針として策定。各種施策を、「ともに生きる」「豊かに育つ」「使う」など１２の体系に整理し、計画期間は令和３年度（2021 年度）から令和８年度（2026 年度）までの６年間とする。